

## (2) 各部課別各論

次に、上記結果表を受けて各補助金の各部課別各論を記載する。

1. 経営管理部
2. 区民生活部
3. 産業経済部
4. 保健福祉部
5. こども育成部
6. まちづくり推進部
7. 100万円以下の少額補助金

この補助金については、1 から 6 のシート方式ではなく表形式にし、【意見】を表の後にまとめて記載した。

- \* 各シートの概要の記載で区の従来の見直し状況について、「見直し無」と記載された場合の理由欄は、見直し無し理由を記載したものである。
- \* 1 から 6 のシートのうち整理番号が、1 つでいくつかの関連補助金を掲載しているものがある。

1. 経営管理部

整理番号 NO1

部 経営管理部

課 総務課

事業名 私立幼稚園等就園奨励費補助金

補助区分 継続

補助開始年度 昭和 47 年

補助終了年度 継続

補助金算定方法

大田区は、幼稚園類似施設に幼児を在籍させ保育料等を納入した保護者に対して、予算の範囲で、文部科学省要綱に準じ、次に定める範囲内の補助を行うものとする。

補助対象経費：入園料・保育料の合計額

補助対象区分	補助限度額（年額）		
	一人就園二人以上就園の第1子	二人以上就園の第2子	三人以上就園の第3子
生活保護法の保護を受けている世帯	137,700 円	196,000 円	253,000 円
当該年度に納付すべき特別区民税が非課税となる世帯			
当該年度に納付すべき特別区民税の所得割りが非課税となる世帯	104,900 円	176,000 円	246,000 円
当該年度に納付すべき特別区民税の所得割課税額が 8,800 円以下の世帯	80,400 円	161,000 円	241,000 円
当該年度に納付すべき特別区民税の所得割課税額が 8,800 円超 102,100 円以下の世帯	56,500 円	147,000 円	237,000 円

交付先名称 私立幼稚園および幼稚園類似施設

大田区において住民基本台帳もしくは外国人登録原票に記載されている者または記載されていたもので私立幼稚園（および幼稚園類似施設）に保育料等を納入する義務を負うものまたは負っていたもの（3歳児、4歳児、5歳児対象）

交付件数 私立幼稚園 4,775 人 幼稚園類似施設 104 人

補助の目的

幼稚園教育の振興に資するため、保護者への保育料の減免を行った私立幼稚園および幼稚園類似施設に対し補助をする国の補助制度であり、運用としては、園及び保護者の委任を受けて、区が保護者に補助として交付している。保護者一人当たりの負担額では公立幼稚園と私立幼稚園では大きな格差があり、幼児教育の多くが私立幼稚園に依存している大田区としては保護者の経費負担軽減のため補助制度を実施している。

予算・実績（平成 15 年から平成 17 年）

（単位：千円）

	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度
予算額	298,508	342,892	399,056
予算現額	336,430	349,253	
実績	336,006	347,467	

負担割合 (国：都：区) 20：0：80

交付要綱名称

幼稚園等就園奨励費補助金交付要綱（文科省）  
大田区私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱  
大田区幼稚園類似施設就園奨励費補助金交付要綱

見直しの状況

平成 15 年 4 月 1 日現在での見直しの検討：見直し無理由

保護者一人当たりの負担額では、公立幼稚園と私立幼稚園では大きな格差があり、幼児教育の多くを私立幼稚園に依存している。保護者の経費負担軽減のため、引き続き補助制度を実施する必要がある。

**【監査の結果】**

特になし

**【意見】**

就園奨励費補助金は、所得制限があるため全園児の保護者が対象になる訳ではない。また、就園奨励費補助金を管理している就園奨励費年間統計表の園児数合計は、当然実際に在園している園児数とは一致しない。また、就園奨励費は、区の住民税システムを基礎として算出されるため、当該システムにデータが正確に入力されていることが前提となっている。よって、実務上は、例外的取引に対して、個別に電算処理ではなく手処理を行っている。

就園奨励費補助金について、二人以上就園の第2子に加算されずに執行がなされたが、保護者からの連絡で判明した。これは、加算コードの入力洩れによるものである。また、保護者の住民税額の判定違いにより支払金額に誤りが数件あった。これは、離婚に伴い対象保護者が替わったが、データが更新されていなかった。入力データのチェックを徹底されたい。

整理番号 NO2

部 経営管理部

課 総務課

事業名 私立幼稚園等園児保護者負担軽減補助金

補助区分 継続

補助開始年度 平成7年

補助終了年度 継続

補助金算定方法

種類	金額
補助月額	園児一人当たり 6,500 円に都要綱に定める補助金月額を加えた額とする。 但し、保護者が私立幼稚園等に納入した保育料の月額がこれを下回る場合には、その額を限度とする。

交付先名称 私立幼稚園及び幼稚園類似の幼児施設に在籍する幼児の保護者  
3歳児、4歳児、5歳児を在籍させ保育料を納入した保護者

交付件数 私立幼稚園 9,146人 幼稚園類似施設 162人

補助の目的

保護者一人当たりの負担額では公立幼稚園と私立幼稚園では大きな格差があり、幼児教育の多くが私立幼稚園に依存している大田区としては保護者の経費負担軽減のため補助制度を実施している。

予算・実績（平成15年から平成17年）

（単位：千円）

	平成15年度	平成16年度	平成17年度
予算額	888,252	948,059	1,047,907
予算現額	937,684	948,059	
実績	934,734	942,445	

負担割合 (国：都：区) 0：25：75

交付要綱名称

大田区私立幼稚園等園児保護者負担軽減補助金交付要綱  
東京都私立幼稚園等園児保護者負担軽減補助金交付要綱

## 見直しの状況

平成年 4 月 1 日現在での見直しの検討：見直し無

理由

保護者一人当たりの負担額では、公立幼稚園と私立幼稚園では大きな格差があり、幼児教育の多くを私立幼稚園に依存している。保護者の経費負担軽減のため、引き続き補助制度を実施する必要がある。

### 【監査の結果】

特になし

### 【意見】

保護者負担軽減補助金は、申請したすべての保護者が対象になる。また、保護者負担軽減補助金は、区の住民税システムを基礎として算出されるため、当該システムにデータが正確に入力されていることが前提となっている。よって、実務上は、例外的取引に対して、個別に電算処理ではなく手処理を行っている。

しかし、保護者の住民税額の判定違いにより支払金額に誤りが数件あった。これは、離婚に伴い対象保護者が替わったが、データが更新されていなかった。入力データのチェックを徹底されたい。

整理番号 NO3 (注)金額が大きいため概要を記載しています。

部 経営管理部

課 総務課

事業名 私立幼稚園等入園料補助金

補助区分 継続

補助開始年度 平成7年

補助終了年度 継続

補助金算定方法

入園児1人に対して85,000円

但し、保護者が私立幼稚園等に納入した入園料がこれを下回る場合には、その額を限度とする。

交付先名称 大田区在住後に始めて私立幼稚園等に3歳児、4歳児又は5歳児  
を入園させ、入園料を納入した保護者

交付件数 私立幼稚園 3,359人 幼稚園類似施設 55人

補助の目的

保護者一人当たりの負担額では公立幼稚園と私立幼稚園では大きな格差があり、幼児教育の多くが私立幼稚園に依存している大田区としては保護者の経費負担軽減のため補助制度を実施している。

予算・実績(平成15年から平成17年)

(単位：千円)

	平成15年度	平成16年度	平成17年度
予算額	300,220	302,600	359,500
予算現額	301,205	296,238	
実績	300,920	289,370	

負担割合 (国：都：区) 0：0：100

交付要綱名称

大田区私立幼稚園等園児保護者入園料補助金交付要綱

見直しの状況

平成15年4月1日現在での見直しの検討：見直し無

理由

幼児教育の多くを私立幼稚園に依存している大田区としては、保護者の経費負担軽減のため補助制度を継続する必要がある。

【監査の結果】

特になし

【意見】

特になし



整理番号 NO4

部 経営管理部

課 総務課

事業名 私立幼稚園等振興事業

予算・実績（平成15年から平成17年）

（単位：千円）

	平成15年度	平成16年度	平成17年度
予算額	213,189	217,805	222,400
予算現額	211,347	217,805	
実績	203,573	212,250	
内訳			
私立幼稚園振興事業費補助金	132,100	132,100	
幼児教育研究費補助金	3,500	3,500	
教材・園具補助金	43,540	43,740	
園児健康管理費補助金	14,353	18,990	
心身障害児事業費補助金	10,080	13,920	

注) 以下に 私立幼稚園振興事業費補助金 教材・園具補助金について記載する。

事業名 私立幼稚園振興事業費補助金

補助区分 継続

補助開始年度 平成7年

補助終了年度 継続

補助金算定方法

補助額は、次のとおりとする。

- (1) 学校法人立幼稚園 300万円
- (2) 学校法人立以外の幼稚園 230万円
- (3) 幼稚園類似施設 110万円

補助の対象とする経費は、私立幼稚園等において必要とする次の経費とする。

- (1) 行事費 園の年間行事に必要な経費
- (2) 教育研究経費 教職員が行う幼児教育研究等に必要な経費
- (3) 設備関係費 園内の工作物や設備回収費等に必要な経費
- (4) 給与費 教職員の給与に充当する経費

但し、充当額は当該補助金全額の85%以内とする。

交付先名称 私立幼稚園・幼稚園類似施設

交付件数 私立幼稚園 49 園 幼稚園類似施設 3 園

#### 補助の目的

私立幼稚園及び類似施設（以下「私立幼稚園等」という。）における教育の重要性並びに区内の未就学児の3歳児、4歳児、5歳児の過半数以上が私立幼稚園等に在籍している現状に鑑み、これらの施設の振興に要す経費に対する補助が必要と考えられるため。

負担割合 (国：都：区) 0：0：100

#### 交付要綱名称

「大田区私立幼稚園等振興費補助金交付要綱」

#### 見直しの状況

平成15年4月1日現在での見直しの検討：見直し無

#### 理由

現在、大田区の3歳児から5歳児のうち半数以上が私立幼稚園に通園している。幼児教育の重要性が言われている一方、核家族化の進行、女性の就労率の高まりから、家庭での教育力が低下し幼稚園の果たす役割は今まで以上に大きい。そのため、幼稚園の安定した経営基盤を築けるよう支援することが必要である。

#### 【監査の結果】

特になし

#### 【意見】

補助対象経費のうち、教育研究経費は、教職員が行う幼児教育研究等に必要経費とあるが、一部外部の法人からの派遣費用（例、A幼稚園英語講師派遣料450,000円）が教育研究経費に含まれている。外部の法人からの派遣講師の派遣料は、教職員が行う幼児教育研究等に必要経費に当たるとは、考えられない。

実績報告書の補助金執行額、大田区私立幼稚園等振興費補助金実績内訳書の決算額、補助金充当額の記載方法が申請者に理解されていないため、記載誤りが散見される。記載方法についての指導を徹底されたい。

補助額は、学校法人幼稚園、学校法人以外の幼稚園、幼稚園類似施設で、300万円（従前270万円）、230万円（従前210万円）、110万円（従前100万円）となっている。この補助金の趣旨が、施設の振興に要する経費であり、安定した経営基盤を築けるように支援することと考えると規模を考慮した補助金額の設定をすることが、趣旨に合致していると考えられる。

事業名 大田区私立幼稚園等教材・園具補助金

補助区分 継続

補助開始年度 平成7年

補助終了年度 継続

補助金算定方法

補助金の額は、次の（１）と（２）の合計額とする。

（１）園児数別

区が定める基準単価（5,000円）に、当該年度の5月1日現在の各私立幼稚園の在園児の実員を乗じた額とする。

ただし、認可されている定員を限度とし、大田区私立幼稚園連合会については、定員又は実員が79名以下の場合は80名として算定する。

（２）園規模別

区分	在園児数	補助単価
A	79名以下	80,000円
B	200名以下	100,000円
C	200名超	120,000円

交付先名称

私立幼稚園及び幼稚園類似施設

交付件数 私立幼稚園 49園 幼稚園類似 3園

補助の目的

私立幼稚園及び幼稚園類似施設が必要とする教材・園具購入費の一部を補助し、もって幼児教育の一層の充実と向上に資するとともに保護者に係わる経費負担の軽減を図ることを目的とする。

負担割合（国：都：区） 0：0：100

## 交付要綱名称

「大田区私立幼稚園等教材・園具補助金交付要綱」

## 見直しの状況

平成 15 年 4 月 1 日現在での見直しの検討：見直し無

### 理由

現在、大田区の 3 歳児から 5 歳児のうち半数以上が私立幼稚園に通園している。幼児教育の重要性が言われている一方、核家族化の進行、女性の就労率の高まりから、家庭での教育力が低下し幼稚園の果たす役割は今まで以上に大きい。そのため、幼稚園の安定した経営基盤を築けるよう支援することが必要である。

## 【監査の結果】

特になし

## 【意見】

補助金の交付対象となる教材・園具は、園児が直接間接に使用するもので保育上必要性があり、その成果が十分に期待できるものであることを基準に選定する。よって、本来の教材・園具という文言から解釈すると園児が直接使用するもので、保育上必要性を認めたものが、補助の対象として優位で選定されるべきである。しかし、補助金の使用で園児の間接的使用と考えられる物件で金額的にも大なるもの（例 理想印刷機 1,678,000 円）が見受けられる。直接使用に重点を置くような執行を検討されたい。

大田区私立幼稚園等振興費補助金と私立幼稚園等教材・園具補助金は、申請額で交付され、用途も裁量の余地が高いものも認められているので、要綱をひとつにまとめ、園児数などの規模に基づいた算出基準による適正額を算出し、補助金執行の効率化を図ることが必要である。

整理番号 NO6

部 経営管理部

課 職員課

事業名 大田区職員文化会等助成金

補助区分 継続

費目 総務費

補助開始年度 昭和40年

補助終了年度 継続

補助金算定方法

種類	金額
助成金	正会員 @14,400円×5,296名 = 76,262,400円
	準会員(再雇用) @2,000円×325名 = 650,000円
	定年退職者記念品代 @20,000円×129名 = 2,580,000円
	その他区交付金 21,654,000円

交付先名称 大田区職員文化会

交付件数 1件

補助の目的

大田区職員文化会及び大田区学校現業職員文化会に関する条例

第1条

区に勤務する職員は、職員相互の共済及び福利厚生を目的とする大田区職員文化会及び大田区学校現業職員文化会を組織する。

第2条

区は、大田区職員文化会及び大田区学校現業職員文化会の事業を助成するため、毎年度予算の範囲内で交付金を交付する。

予算・実績(平成15年から平成17年)

(単位:千円)

	平成15年度	平成16年度	平成17年度
予算額	111,487	101,147	91,962
予算現額	111,487	101,147	
実績	110,393	99,057	

負担割合(国:都:区) 0:0:100

## 交付要綱名称

「大田区職員文化会及び大田区学校現業職員文化会に関する条例」

## 見直しの状況

平成 13 年 4 月 1 日現在での見直しの検討：見直し無

理由

区助成金が文化会収入の 54% を占めている現状では、助成金の減額は、福利厚生事業の縮小となることから、見直しは困難であると言わざるを得ない。但し、区の財政状況を考慮すると、これ以上の助成金の増額は、困難であるため文化会全般にわたる見直しが必要である。

## 【監査の結果】

平成 16 年度の予算書には職員退職者会助成として 1,000,000 円が計上されているが、会費については会則第 8 条によりすべて互助給付事業に充当されており、会費は当該事業に使われていないと解される。よって、職員文化会への補助金を使用されていると考えられ、区に勤務する職員を構成員とする職員文化会への補助金の使途としては適切ではない。

## 【意見】

職員文化会には、区の経営管理部長・職員課長・職員課福利係長がそれぞれ事務局長・事務局次長・庶務会計部長に就任している。補助金の申請を審査する担当部課長等が、申請する側の職員文化会の事務局の要職を兼ねるのはその業務を互いに徹底することに疑義が生じる。直接審査する側とされる側の要職を兼ねることがないような人員配置を検討されたい。

リフレッシュ助成事業は平成 15～17 年度に 3 年間の定例的でない事業として予算書に計上されていることから平成 15～16 年には実施が確認されるものであり、当該事業についての承認された全体的計画が確認できなかった。なお、平成 16 年度は会員一律に図書券 10,000 円が配布されている。職員文化会は職員相互の共済及び福利厚生を目的として定例的な事業が中心であるべきであり、このような定例的でない事業については慎重に全体的計画に基づく予算を作成すべきであり、当該事業が補助金の対象として適切かどうか判断するよう望まれる。多額の予算を割り当てるのは避けるべきである。

平成 16 年度補助金のうち、21,004,000 円は特別区職員互助組合等からの寄付金を原資としているが、区は当該寄付金を次の制度を背景として受領し

ている。

- ・特別区職員互助組合等が窓口となり、特別区職員を対象に生命保険・損害保険の団体（扱）保険の募集を行っている。
- ・団体（扱）保険は給料からのチェックオフが前提であり、一般の保険に比べ割安な保険料が設定されている。
- ・給料チェックオフは区が行うが、保険会社は集金事務費を特別区職員互助組合等に支払う。
- ・特別区職員互助組合等は、受領した集金事務費の一部を各区の保険取扱件数に応じ各区に寄付する。

従って、受領した寄付金は区のチェックオフ業務の対価と概ね判断できることから、これを全額職員文化会への補助金の原資とすることは適切とは言い難い。

職員文化会予算の歳出のうち、22,253,000 円は給付事業積立金で、将来の大量退職時代を控えて、増加が見込まれる「退職者せん別金」の引当金である。現在、区職員の将来の退職手当増加について、区の基金での積立等の引当が行われていない状況で、職員文化会理事会・評議会で決定した「退職者せん別金」の引当金を補助金の対象に入れるのは、適切とは言い難い。

整理番号 NO7

部 経営管理部

課 経理管財課

事業名 土地開発公社運営費補助金

補助区分 継続

費目 総務費

補助開始年度 昭和63年

補助終了年度 継続

補助金算定方法

- ・事務費等の公社運営費
- ・その他区長が必要と認めたもの

交付先名称 大田区土地開発公社

交付件数 1件

補助の目的

公社が公共用地、公用地等を取得するために必要とする運営費を区が負担することにより、公社の事業運営の円滑な推進を図る（要綱第1条）。

予算・実績（平成15年から平成17年）

（単位：千円）

	平成15年度	平成16年度	平成17年度
予算額	17,590	42,527	39,036
予算現額	17,590	42,527	
実績	0	15,887	

負担割合（国：都：区） 0：0：100

交付要綱名称

「大田区土地開発公社運営費負担金交付要綱」

見直しの状況

平成13年4月1日現在での見直しの検討：見直し無

理由

土地開発公社は「公有地の拡大の推進に関する法律」に基づく法人であり、区に代わって、地域の秩序ある整備に必要な土地の先行取得等を行うことを



趣旨とし、区の全額出資により設立された団体であり、取得した土地の処分は、区への売却のみであるため利益を生じない。

このため、公社の運営上必要な事務費等を区が負担している。

#### 【監査の結果】

特になし

#### 【意見】

経営管理部経理管財課長が土地開発公社常務理事事務局長を兼務しているが、補助金の申請を審査する担当課長が、申請する側の公社の常務理事を兼ねるのはその業務を互いに徹底することに疑義が生じる。直接審査する側とされる側の要職を兼ねることがないような人員配置を検討されたい。

土地開発公社は、被服貸与及び公社共用被服を購入し、補助金の対象となっている。これらは、「大田区土地開発公社被服貸与規程」に従い購入されているが、貸与品とされる革靴は本来返却を想定される物品ではなく、また洗濯などの場合を除き“職務執行中必ず着用しなければならない。上記規程第8条など適用が困難な規程もある。

現在の状況等も踏まえ、規程の見直しが必要と判断される。